令和7年10月香川県広域水道企業団議会定例会

香川県広域水道企業団資金不足比率報告書

香川県広域水道企業団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づ く資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 資金不足比率

(単位:%)

	会 計	名	資金不足比率
香川県広域	水道企業団	水道事業会計	_
香川県広域か	k 道 企 業 団 工 業	用水道事業会計	_

- ※ 資金不足額がないため「一」を記載
- ※ 経営健全化基準は20.0%

2 監査委員の意見

別添「令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書」のとおり